

AIUの海上保険 外航貨物海上保険

AIU INSURANCE COMPANY



信頼を輸出し、安心を輸入するAIUの外

国際間を輸送される貨物は、海上・航空・陸上輸送中にさまざまな危険にさらされます。滅失や損傷などの他にも、輸送船舶の沈没・座礁、輸送用具の衝突や火災などの大事故もあります。

外航貨物海上保険は、このようなさまざまな危険から生じる損害を補償する保険です。

AIUでは、輸出貨物については、信用状(L/C)の要求を満足させる合理的な契約をおすすめし、ワールド・ワイドなAIUの事故処理サービス網をご利用いただくことにより、海外での貴社の信用向上をサポートします。

また、輸入貨物については、貴社が安心できる合理的な契約をおすすめし、迅速な事故処理サービスにより、万一の場合もご満足いただけるものと存じます。

今回、本パンフレットにて外航貨物海上保険の概要をご説明させていただいておりますが、詳細やご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせ願います。



航貨物海上保険

■ 適正な保険料率ですか？

保険料率はお客さまの輸出入の状況によりさまざまです。貴社の適正な保険料率をお確かめになりませんか？

ご契約内容『保険料率』 P.4

■ 保険のかけ方が煩雑ではありませんか？

弊社では、インターネット上での輸送内容の通知・保険証書類発行など、さまざまな保険のかけ方をご用意しております。これらによってお客さまの事務の簡素化と経費の節減をご提案しております。

オンラインサービスのご紹介 P.7

■ 保険事故で困ったことはありませんか？

保険金が支払われるまで何日くらいかかっていますか？弊社は支払いがスピーディであると、定評をいただいております。

保険金請求手続きの流れ P.9

■ 事故報告を面倒と感じておられませんか？

弊社では、輸入貨物の事故報告を簡単に時間をかけずにできるシステムを、インターネット申込サービス(MariNet)に導入しております。ぜひご利用ください。

オンラインサービスのご紹介 P.7



ご契約内容

■ 適用される約款

外航貨物海上保険では、英国保険市場において作成された協会貨物約款(Institute Cargo Clauses : ICC)が国際的に普及しています。この協会貨物約款には、1963年、1982年、2009年にそれぞれ制定されたICC(1963)、ICC(1982)、ICC(2009)があります。

弊社ではICC(2009)を標準約款として適用しております。この約款には、(A)条件・(B)条件・(C)条件の3種類の基本条件があり、それぞれの条件により保険金をお支払いする場合は以下の表のように概要としてまとめることができます。

なお、信用状(L/C)などの指定によりICC(1963)、ICC(1982)でお引き受けすることも可能です。

■ 保険金をお支払いする主な場合

1. 海上危険(マリンリスク)

危険の種類	(A)条件	(B)条件	(C)条件
座礁・乗揚げ・沈没・転覆	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○
船舶・船または輸送用具の他物(水以外)との衝突・接触	○	○	○
避難港における貨物の荷卸し	○	○	○
火災・爆発	○	○	○
投荷	○	○	○
波ざらい	○	○	×
地震・噴火・雷	○	○	×
共同海損	○	○	○
海・湖・河川の水の船舶・船・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への浸入	○	○	×
積込・荷卸中の水没または落下による梱包1個ごとの全損	○	○	×
あらゆる人または人々の悪意ある行為	○	×	×
盗難・抜荷・不着	○	×	×
破損・まがり損・へこみ損	○	×	×
雨・雪などによる濡れ損	○	×	×
海賊行為	○	×	×

○…お支払いします。

×…お支払いできません。(ただし、特約をセットすることにより、お支払いの対象となる場合があります。)

2. 戦争危険・ストライキ危険

外航貨物海上保険における戦争危険は広義で、宣戦の有無を問わないばかりでなく、内乱・革命・反逆なども含みます。

ストライキ危険は労働争議や暴動に加担している者によってなされた貨物の損害を補償します。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者や**被保険者**の故意による損害
2. 貨物固有の瑕疵(欠陥)または性質による損害
例) 生鮮食料品などの自然的な腐敗・品質の劣化や、鉄鋼製品に自然に生じた錆損
3. 航海の遅延による損害
例) 納期に間に合わなかったために生じた損害
4. 荷造・梱包の不完全、コンテナ内への積付不良による損害
(ただし、「危険開始の前後を問わず、被保険者またはその使用人による梱包または準備の不完全」・「危険開始前に行われた梱包または準備の不完全」に限ります。)
 - 例) 梱包内に十分な緩衝材を入れずに輸送した易損品の破損
5. 原子力、放射能汚染による損害
6. 生物化学兵器、生化学、電磁兵器による損害
7. 通常の輸送過程にあたらぬ期間(保管中など)のテロ危険による損害
8. 船舶の所有者等の倒産・財政上の債務不履行による損害
(ただし、被保険者が運送人の経営状態の悪化が、航海の妨げになり得ると通常の業務上知っている、または当然知っているべきである場合に限ります。)
9. 間接損害
例) 貨物に損害を受けたために生じた引取り拒否や違約金

…など

■ 保険金額

保険金額とは、お支払いする保険金の限度額のことであり、特にご指定いただかない場合、通常はCIF価額の110%で設定します。ただし、信用状(L/C)などにより、CIF価額の110%以外の保険金額の指定がある場合は、事前にご相談ください。

■ 保険料率

外航貨物海上保険の保険料は、保険金額に、予め取り決めた保険料率を乗じて算出します。保険料率は、保険条件・貨物の種類や性質・輸送区間・輸送方法・治安状況等を勘案し決定します。

保険料率のお見積りには、以下の項目を取扱代理店または弊社までお知らせください。

1. 貨物の明細及び梱包
2. 保険手配の必要な国名
3. 輸送方法(コンテナ船、在来船、飛行機、その他)
4. 船積み金額
5. 事故歴

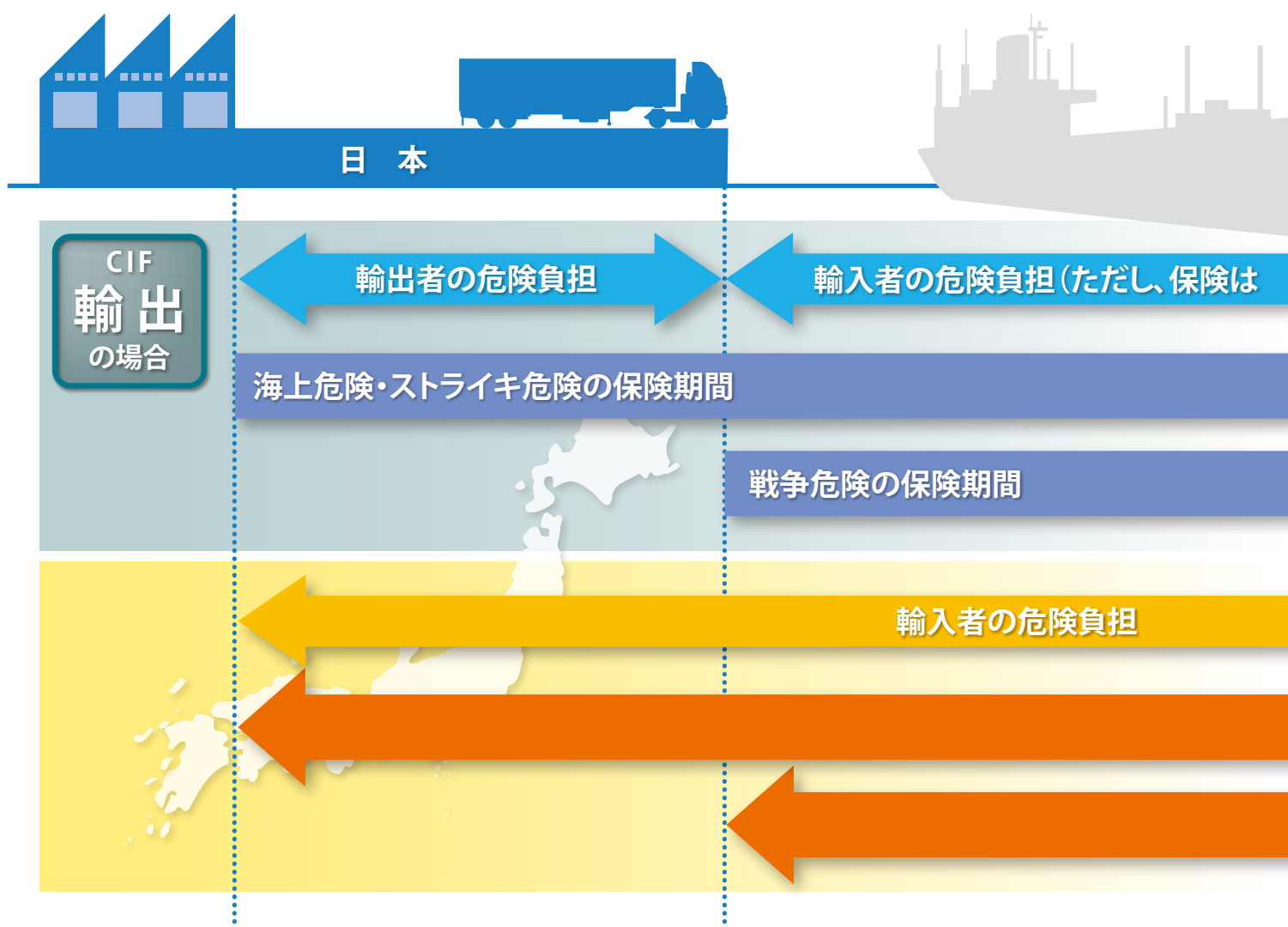
…など

■ オープンポリシー(包括予定保険契約)

保険は貨物の輸送が開始される前に、お申し込みいただくことが必要です。しかしながら、輸入者が輸出港での船積みの状況を事前に把握することは困難です。保険のお申込み以前に事故が発生しますと、お客さまは保険金の支払いを受けることができず、不測の事態を招くことになります。

オープンポリシー(包括予定保険契約)は、この無保険状態を防止し、将来にわたりお客さまの取扱貨物につき、貨物の種類や輸送区間、輸送用具などを予め特定しておいて、事前に保険契約を締結する方法です。

保険期間



外航貨物海上保険では、自動車保険や火災保険のような「〇年〇月〇日から一年間」といった期間建ではなく、「A地点からB地点まで」のように輸送区間によって保険期間（責任の始終）を定める航海建となります。また、「戦争危険」だけは、「海上危険」・「ストライキ危険」と保険期間が異なりますので、ご注意ください。

海上危険・ストライキ危険

通常の契約では、貨物が保険契約で指定された地の倉庫や保管場所から、輸送開始のために直ちに積み込む目的で初めて動かされた時から開始し、通常の輸送過程にある間継続し、保険契約で指定された仕向地の最終倉庫または保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時に終了します。

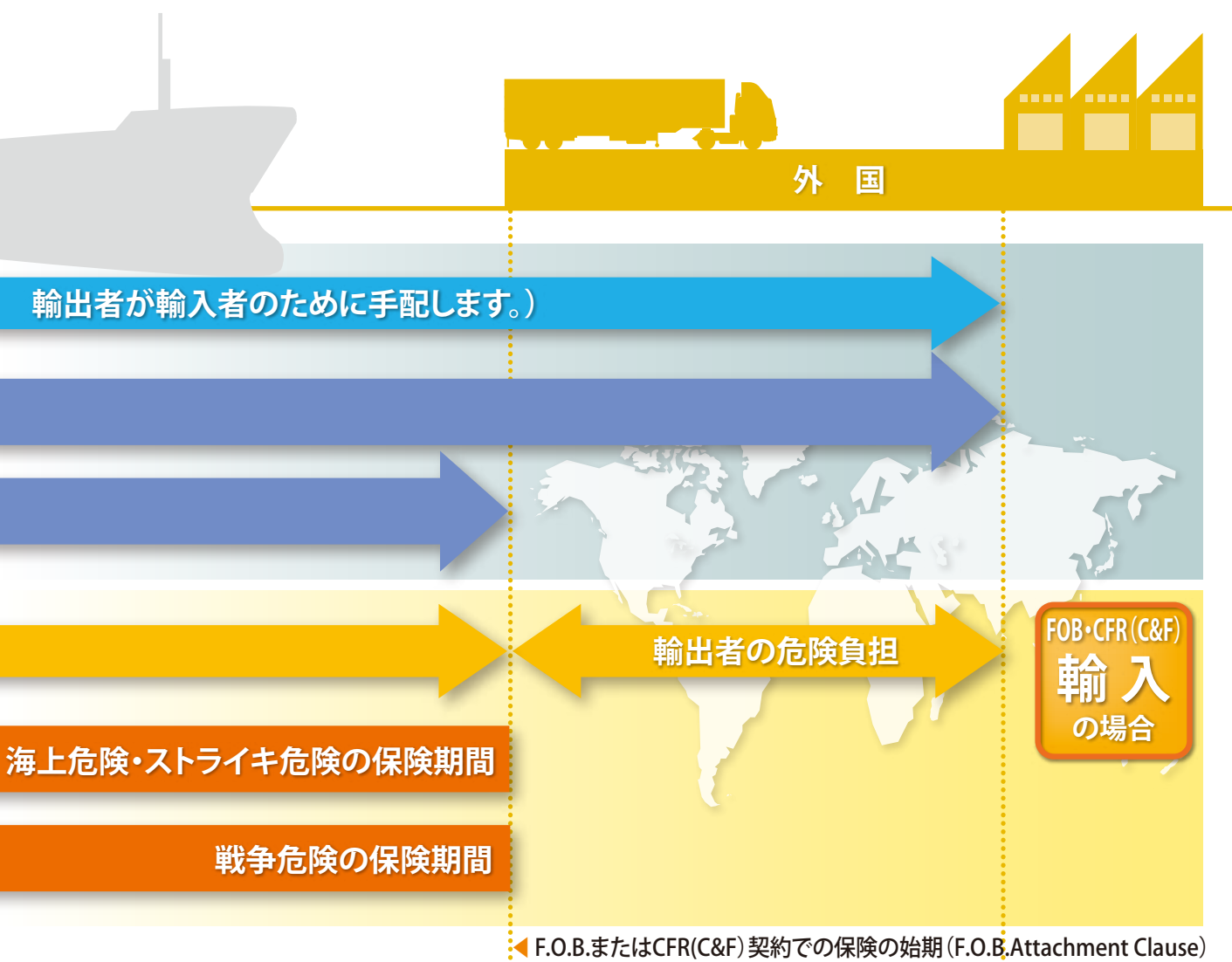
しかしながら、次のような場合には、たとえ輸送の途中であっても保険は終了しますのでご注意ください。

- ① 通常の輸送過程以外の保管または、貨物の割当てもしくは分配のために、倉庫において荷卸しされた場合
- ② 通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用した場合
- ③ 本船から荷卸しされて60日（航空機の場合は30日）を経過した時

FOBまたはCFR(C&F)条件での輸入の場合、貨物が本船に積み込まれた時から保険が開始します。これを規定した約款が、“F.O.B. Attachment Clause”です。

戦争危険

原則として海上（航空）輸送中のみが戦争危険の保険期間となります。具体的には、貨物が本船（航空機）に積み込まれた時から開始し、最終荷卸港（地）において本船（航空機）から荷卸しされた時、または本船（航空機）が最終荷卸港（地）に到着後15日を経過した時に終了します。



保険手配が必要な場合

外航貨物海上保険を輸出者・輸入者のうち、どちらが手配する必要があるのかについては、両者の間で締結される売買契約の取引条件によって決まります。国際貿易取引では、国際商業会議所が定めるインコタームズ (INCOTERMS:International Commercial Terms) が最も一般的に使用されている国際規則です。日本と相手国のどちらで外航貨物海上保険を手配するのかを簡単にまとめると、以下の表のようになります。

	輸 出	輸 入
CIF	○	×
CFR(C&F)	×	○
FOB	×	○

- …日本で保険を手配する場合
 ×…相手国で保険を手配する場合

オンラインサービスのご紹介

「MariNet」は、インターネットにより外航貨物海上保険の内容通知から保険証書類発行までを完結して行えるサービスです。

このサービスにより、従来のFAXにてお申込みを受け付け、郵送などで保険証書類をお届けしていた方法に比べ、より迅速に、より効率的に、より簡単にお客さまのお手元に保険証書類をお届けすることを実現しました。おかげ様で、現在多くのお客さまにご利用いただいております。

なお、本サービスをご利用の際は、予め弊社と包括保険契約の締結が必要になります。

■ インターネットでお申し込み後、即時にお手元で保険証書類を入手いただけます!

一部のケース(*1)を除き、24時間いつでも、保険証書類が欲しいと思われた時に入手いただけ、お急ぎのケースに対応できます。保険証書類到着待ちの煩わしい思いから解放されます。

(*1)メンテナンスのために数時間サービスを停止させていただくことがあります。

■ ネット上で手続き完了!簡単にお申し込みいただけます!

お客さま専用の保険お申込フォームをご用意いたしますので、簡単な入力項目のみでお申し込みいただけます。

■ お申込一覧をネット上でご覧になれます!

お客さまがお申し込みになられた契約の一覧が照会いただけますので、申込みもれなどもお手元ですぐにチェックいただけます。

■ ネット上で事故報告もしていただけます!

お客さまがお申し込みになられた外航貨物海上保険で事故が発生した場合、ネット上で簡単に事故をご報告いただけます。

■ 事故処理の進捗状況もネット上で確認いただけます!

お客さまが報告された事故処理の進捗状況もネット上でご確認いただけます。

■ セキュリティー対策も十分です!

MariNetでは、なりすまし・不正アクセスなどを防止し、大切なお客さまのデータの流出を防止するための安全対策を講じております。



お申込みの際に、ご注意いただきたいこと

- ご契約者や**被保険者**には、お申込みの際に、重要な情報について保険会社にお申し出いただく義務（告知義務）があります。この告知事項につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。（弊社の損害保険募集人は、告知受領権および保険契約締結の代理権を有しています。）
主な告知事項は次のとおりです。
 - ①仕出地（港）・仕向地（港）・最終仕向地（港）
 - ②輸送用具
 - ③貨物の明細（数量・荷姿・金額） など
- お申込みの際は、申込書に記載されている内容を再度ご確認ください。申込書に記載されている内容が、故意または重大な過失によって事実と異なる場合には、「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくこと、または保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、同一貨物に他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。
- 日本、米国等に経済制裁対象として指定された国、個人および企業との輸出入貨物は、お引き受けすることができません。お申込みの際は、貿易相手先に経済制裁対象が含まれていないかをご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

- ご契約者や**被保険者**には、ご契約の後にご契約内容や告知事項、個別の輸送に関するお申込内容に変更が生じた場合に、保険会社にご通知していただく義務（通知義務）があります。そのような場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ご契約者や被保険者が故意または重大な過失によって通知されなかった場合、変更後に生じた損害については「通知義務違反」として保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故発生時のご注意

- 事故のご通知は、遅滞なく取扱代理店または弊社、保険証券または保険証書類に記載した現地**クレーム・エージェント**にご連絡ください。
- 運送人（船会社、航空会社など）に対して遅滞なくNotice of Claim（損害の概要を通知する書類）をご提出いただき（航空輸送の場合は14日以内）、運送人から受領書を入手してください。

保険金請求手続きの流れ

輸入貨物の場合

貨物の受取および損害の発見

* 損害を発見された場合の対応については右ページをご覧ください。



事故通知

* 必要書類がお手元に揃っておられる場合は、弊社までご郵送ください。
* 損害額が20万円を超えると予想される場合は、**サーベイヤー**を派遣する場合がございます。

損害額が20万円を超えると
予想される場合

損害額が20万円以下と
予想される場合

サーベイヤーの立会い

* 弊社より**サーベイヤー**に事故の原因および
損害額の妥当性の調査・確認を依頼いたします。

サーベイヤーの立会い省略

* 原則として**サーベイヤー**を派遣いたしません
ので損害品の処理および請求書類の準備を
進めていただきます。

損害品の処理(修理・手直し・値引き販売・転売・廃棄等)をすすめる

必要書類の提出・損害額の決定

保険金のお支払い

* 貴社指定の銀行口座に保険金を振り込みます。
事前に弊社より支払通知をお送りします。

SUBROGATION FORMを返送

* 弊社からSUBROGATION FORM(**運送人**に対する賠償請求権の権利移転証)を
お送りした場合は、ご署名のうえご返送ください。

輸出貨物の場合

CIF条件等にて輸出された貨物に損害があった場合、受荷主(Consignee)さまから現地**クレーム・エージェン**トにご連絡いただきますようお願いいたします。

用語のご説明

○**サーベイヤー**…外部の海事検査機関の検査員

○**運送人**…船会社・航空会社・混載輸送業者など

○**クレーム・エージェン**ト…海外で保険事故の対応を行う損害査定代理店

損害を発見された場合の対応

1. 運送人に対してNOTICE OF CLAIMを提出する

Notice of Claimとは、受荷主が損害の概要と求償権を留保する旨を**運送人**に対して通知する書類です。損害を確認されましたら、遅滞なく(特に**運送人**が航空会社の場合は到着後2週間以内)提出し、なるべく**運送人**の受領印付きコピーまたは返信(Reply Letter)を入手してください。(通関業者などが受荷主に代わって提出している場合もあります。)

2. 損害品と良品の仕分けをする

外装にダメージがあっただけでは保険の対象とはなりません。梱包内の貨物を損害の状態により仕分けをしてください(良品については、出荷を進めていただいても構いません)。

3. 損害状況の写真を撮る

損害があったことを示す証拠となりますので、鮮明に写っているものをご用意ください。

①破損	②濡れ損・解凍による損害	③盗難・紛失
<ul style="list-style-type: none"> * 損傷部位や破損貨物全体 * 梱包の状況 * コンテナの破損状況 	<ul style="list-style-type: none"> * 貨物や梱包の損傷状況 * コンテナ内の異常状況 (コンテナ壁の穴、内部の汚れ・濡れ・霜) 	<ul style="list-style-type: none"> * 盗難があったことを示す外装の状況 (梱包の破損やテープの異常など)

4. 輸送中の事故発生を立証する書類を手配する

貨物到着時にダメージが生じていたことを立証するための書類が必要です。下記表を参考に通関業者などにご依頼ください。

	破損	水濡れ	盗難・紛失
FCLコンテナ	Devanning Report・入庫報告書		E.I.R.(IN/OUT)
LCLコンテナ	Delivery Report		紛失・未着の報告書
航空機	Delivery Order(Receipt)・Cargo Manifest・内容点検実施明細書		紛失・未着の報告書

なお、到着時に明らかな外装上のダメージが確認されなかった場合は、**リマーク**が記載されないことがあります。このような場合は、貨物の損傷状況および輸出者(Shipper)側からの積込み時の情報提供などから、輸送中の事故であるか否かについて総合的に判断します。

- 「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」には、ご契約に関する大切な事項・必要な保険の知識等が記載されていますので、必ず事前にお読みいただき大切に保管してください。
- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: 03-3216-6611

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは

2013年4月1日以降補償開始契約用